

監査公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年5月20日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰
(公印省略)

監査結果の措置対象

健康福祉部（こども園等）

千郷東こども園、千郷中こども園、千郷西こども園、長篠こども園、鳳来こども園、山吉田こども園、大野こども園、おおぞら園

監査結果報告年月日

令和7年3月17日

監査結果に対する措置通知年月日

令和7年5月9日

講じた措置等の内容

健康福祉部（こども園等）

【千郷東こども園、千郷中こども園、千郷西こども園、長篠こども園、鳳来こども園、山吉田こども園、大野こども園、おおぞら園】

《意見1》

こども園においては、地域とのつながりが大切だと感じた。日頃から地域とのつながりを持つことにより、地域の目がこども園に向けられ、犯罪の抑止力につながると思われるので、各こども園では地域とのつながりが密になるよう努められたい。

《措置内容》

引き続き地域との交流を大切にし、より深まるよう努めてまいります。

《意見2》

こども園の再編・整備計画が進められている。子供の数が減っていく中で、子供の育ちの環境、保育環境をより良いものにするためには必要なことである。園長を始め各こども園の保育士は、保護者の意見や地域の声を行政に届けるパイプ役としての役割を担っていただきたい。

《検討状況》

園長を中心に任務を果たすよう努めます。特に閉園予定の園については保護者や地域の声を受け止め、ともに協力し進めてまいります。

《意見 3》

こども園の現金の管理はどこもしっかりされている。引き続き絶対に間違いがあつてはならないという強い信念を持って、園長の管理の元、複数人で現金の管理にあたりたい。

《措置内容》

引き続き現金管理については、園長を含め複数人で確認する等徹底を図ります。

《意見 4》

こども園やこども未来課だけではなく、こども家庭センターや保健センターなど子供と関わる部署は複数ある。子供を中心に据え、しっかりと横の連携も取って業務にあたっていただきたい。

《措置内容》

連絡、相談のしやすい体制となってきた。引き続き園とこども家庭センター、保健センターとのより密な連携を図るよう努めます。

《意見 5》

公有財産に関する調書の記載事項について不明となっているところがある。公文書管理を徹底していただき、財産管理に誤りが無いように努めていただきたい。

《措置内容》

過去に取得した登記簿があるものについては確認が完了しています。また、財産に異動があった際は台帳の備考欄に経緯を記入するよう努めるなど、引き続き公有財産の資料の整備に努めます。

《意見 6》

こども園の保育士が統合保育についての研修を受けていることは高く評価できる。座学だけでなく、統合保育の現場で経験を積む機会を設けるように努められたい。

《措置内容》

東郷東こども園とおおぞら園の園長を中心に、令和7年度の計画を立案し実施していきます。

《意見 7》

こども園においては、災害が発生した時に子供たちの身の安全を守ることや、保護者の送迎時における事故防止など、様々なリスク管理が必要となる。園長を筆頭に適

切な対応に努められたい。

《措置内容》

毎月の避難訓練、救命救急講習をはじめ基本的な対応ができるよう取り組んでいます。必要に応じて保護者へ注意喚起をしていくとともに、場面を複雑に想定した訓練や園内研修等にて職員の意識向上に努めてまいります。